

市長への手紙 ～あなたの声を市政に～

市では、市民の皆さんから市政に対する意見・提案をお聴きする制度として「市長への手紙」を設けています。

お寄せいただいた意見・提案は市政運営の参考とさせていただきます。

「市長への手紙」(広聴はがき・広聴封筒)は、公共施設、地域集会施設、

市内金融機関などに設置しています。

また、メールでも受け付けています。市政に対する意見・提案をお寄せください。

※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

問合せ 広報広聴課市民相談係☎540

子育て応援ニュース

子育て世代包括支援センター「羽っぴー」を開設しました！

「羽っぴー」は、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行います！

妊娠期から子育て期にわたっては、さまざまな不安や心配事があると思います。その不安や心配事を聞き、一緒に考えていくのが子育て世代包括支援センター「羽っぴー」です。羽村市での妊娠・出産・子育て期までを継続して、子育て世代包括支援センターや市の関係部署、関係機関で支援します。

例えばこんな時に相談してください

- つわりで思うように食べられないけど大丈夫？
- 思いがけない妊娠で戸惑っている
- 何をしても、赤ちゃんが泣きやまない…どうしたらいい？
- 育児で忙しくてイライラする
- 母乳・ミルクが足りているのか心配
- 身近に助けてくれる人がいなくて不安
- 子どもの発達のことが気になる

母子健康手帳をお渡しするときに、保健師が妊婦一人ひとりと面接を行っています。赤ちゃんが産まれる前から、そして産まれた赤ちゃん・お母さん・お父さんの健康の事まで、妊娠・出産・育児の不安などを気軽に相談してください。保健師や専門の相談員が解決に向けて一緒に考えます。

問合せ 子育て相談課相談係☎692 / 子ども家庭支援センター係☎578-2882

愛称「羽っぴー」
覚えてりん♪



防災行政無線の放送内容をフリーダイヤルで確認できます

防災行政無線で放送した内容(火災発生・迷い人のお知らせ・行事の中止など)を、フリーダイヤルで確認できます。放送内容が聞き取りにくい場合は利用してください。

●防災行政無線フリーダイヤル

☎012015541994

※右記の番号に電話をかけると、防災行政無線の放送内容が1度流れ、自動で通話が切れます。通話料はかかりません。

※夕方のチャイムや下校時間の見守り放送など、定期的に放送しているものは除きます。

東京都ひきこもりサポートネット訪問相談

「東京都ひきこもりサポートネット」では、電話やメールでの相談に加え、ひきこもりの問題を抱えている家庭を訪問し、相談に応じる事業を行っています。

訪問相談の対象家庭

- ① 次のすべてを満たす家庭
- ② ひきこもりの本人が都内在住
- ③ 終了後の15歳からおおむね34歳まで
- ④ 6か月以上ひきこもり状態が続いている

注意

- 訪問相談を希望する方は、まず羽村市児童青少年課に問い合わせてください。
- 訪問相談は無料で、1人おおむね5回まで受けることができます。
- 詳しくは「東京都ひきこもりサポートネット」ウェブサイトをご覧ください。

問合せ 児童青少年課児童青少年係☎262 / 東京都青少年・治安対策本部青少年課☎031538812257



▲防災行政無線スピーカー

軽自動車税のグリーン化特例

低排出ガスおよび燃費性能に優れた環境負荷の小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例（軽課税率）の見直しが行われました。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新車として新規登録した（初めて車両番号の指定を受けた）三輪および四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、翌年度分のみ下表の軽課税率が適用されます。

◆電気軽自動車・天然ガス軽自動車

下表①

○電気軽自動車・天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減または平成30年規制適合）：おおむね75%軽減

◆ガソリン車・ハイブリッド車

下表②

○乗用 平成32年度燃費基準+30%達成車…おおむね50%軽減
 ○貨物 平成27年度燃費基準+35%達成車…おおむね50%軽減

下表③

○乗用 平成32年度燃費基準+10%達成車…おおむね25%軽減
 ○貨物 平成27年度燃費基準+15%達成車…おおむね25%軽減

※各燃費基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。

※②・③のガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★★）または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

問合せ 課税課市民税係 162

■グリーン化特例税額（年額）

車種区分	軽課税率（翌年度分のみ）			
	電気軽自動車・天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車		
	①	②	③	
三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
四輪貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	自家用	1,300円	2,500円	3,800円

はい！こちら消費生活センター 架空請求のはがきに注意してください！

相談事例

先日「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というはがきが、公的機関のようなところから送られてきました。

総合消費料金が未納で民事訴訟を起こされ、放置すると差し押さえになる。裁判を取り下げるなら期限までに電話で問い合わせるようにと、電話番号が記載されていました。

まったく心当たりはありません。どうしたらいいですか。

アドバイス

数年前から携帯やスマートフォンに架空請求の簡易メールが届いたという相談が全国的に多かったので、最近はその事例のような身に覚えのない請求はがきが届いたという相談も寄せられています。

悪質業者の手口

■取り下げ最終期日を定めることで消費者を不安にさせ、電話をかけさせようとしています。

■はがきを受け取った消費者に、以前自分が契約した何かに関係があるのかもしれないと勘違いさせようとしています。

■公的機関と関係があるかのような名称をかたっています。

対処法

事例のはがき是不特定多数の方に送り付けている架空請求です。身に覚えがなく根拠のない請求に対して支払い義務はありません。

○はがきに記載された電話番号には、決して電話をかけず、無視してください。電話することにより電話番号などの自分の個人情報知られてしまいます。

○正式な裁判所からの通知は「特別送達」という受領印を押して受け取る郵便で送付されます。はがきや普通郵便で送付されることはありません。

○架空請求の業者に、財産や給与を差し押さえられることはありません。

問合せ 消費生活センター ☎5555-1111 1641

困ったら、まず消費生活センターへ

